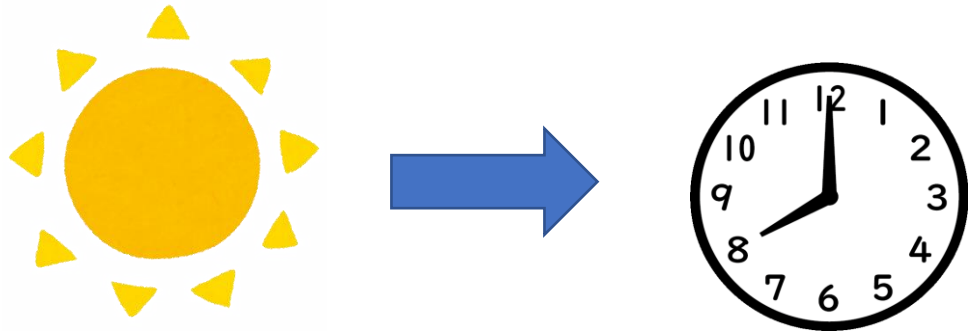


ごみの分別・排出ルールを守りましょう！

ごみステーションは地域の方々と共同で使用するため、ルールを守らないごみ捨ては近隣の方の迷惑になります。

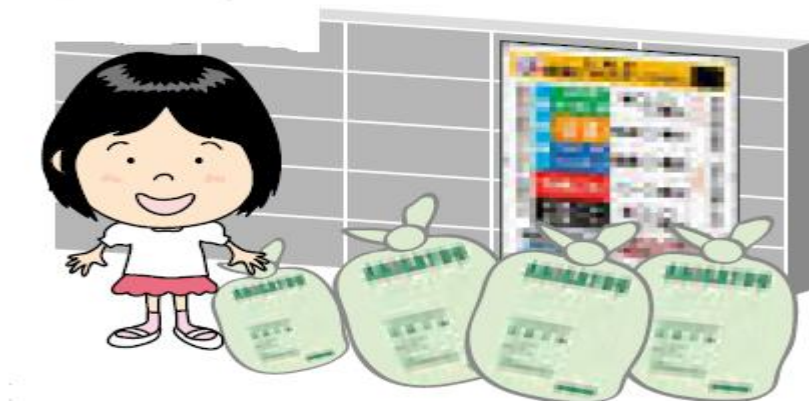
収集日は地域ごとに決められていて、ルールを守らないと 2000 円の過料になることもあります。

ルール1 収集日の早朝から朝8時までに出しましょう！



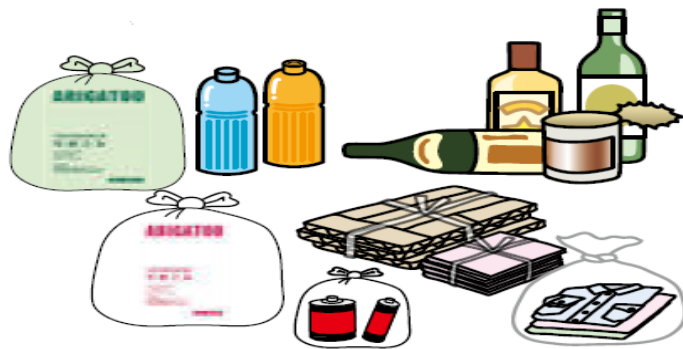
- ・千葉市では、地域ごとに収集日が決められています。
- ・カラスなどの被害を防ぐため、収集日前日には出さないでください。
- ・ごみは朝8時までに出しましょう。

ルール2 決められた場所に出しましょう！



- ・千葉市では地域ごとにごみステーションが決められています。
- ・決められた場所に出さないと収集されません。

ルール3 分別して出しましょう！



- ・千葉県では、地域ごとに「可燃ごみの日」「びん・缶・ペットボトルの日」「古紙・布類の日」「不燃ごみ・有害ごみの日」が決められています。正しく分別されないと再資源化できません。
- ・スプレー缶・ライターなどの危険物が可燃ごみ・不燃ごみに混ざると収集後の火災の原因となりますので必ず有害ごみで出してください。

ルール4 指定袋など決められたルールで出しましょう！



- ・千葉県では可燃ごみと不燃ごみを出すときには、それぞれの指定袋を使用します。指定袋はスーパーやコンビニエンスストアで購入してください。
- ・ごみを出すときは、袋からはみ出さないようにごみ袋の口を結んでください。

【ごみの分別方法についてのお問い合わせ】

中央区・美浜区	中央・美浜環境事業所	☎043-231-6342
花見川区・稲毛区	花見川・稲毛環境事業所	☎043-259-1145
若葉区・緑区	若葉・緑環境事業所	☎043-292-4930
千葉県全域	収集業務課	☎043-245-5246

【日本語がわからなくて困っている場合】

千葉県国際交流協会 相談窓口	☎043-245-5750
----------------	---------------